

PCQIトレーニング講座業務委託契約書（案）

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、PCQIトレーニング講座 業務委託について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の各号に掲げる業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名：PCQIトレーニング講座業務委託（以下「委託業務」という。）
- （2）委託業務内容：別紙「PCQIトレーニング講座業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- （3）契約期間：令和7年12月末まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。

- 2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 [REDACTED] 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）とする。

- 2 委託料のうち、テキスト代や証書発行費用については単価契約とし受講人数の確定により精算するものとし、その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とする。

（再委託の制限）

第4条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、この限りでない。

（完了報告等）

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の報告書を受領したときは、遅滞なくその内容を検査するものとする。

（委託料などの支払）

第6条 乙は、前条の規定による検査に合格した後に、甲に対して委託料などを請求することができる。

- 2 甲は、前項に定める支払請求があったときは、請求書受理後30日以内に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の実施に際して知りえた事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部または一部を解除できるものとする。

(1) 乙の責に帰する理由により、委託業務を完了することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、本契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合には、乙に委託料を支払わないものとし、これに関する一切の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、本契約に違反して他方に損害を与えた場合、本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負うものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。

(疑義の解決)

第11条 甲及び乙は、本契約の解決につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区千田町三丁目7番47号
公益財団法人ひろしま産業振興機構
代表理事副理事長 佐伯 安史

乙

別記

個人情報取扱特記事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

受講者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過するときは、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構 代表理事副理事長 様

（受託者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約について、委託業務が完了したので、委託契約書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 委託業務名

2 実施日程等

会場名	実施年月日	時間	講座内容	担当講師名	受講者数
		: ~ :			

・研修資料（別添のとおり）